

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号
氏名 三友プラントサービス株式会社
代表取締役 小松 和史

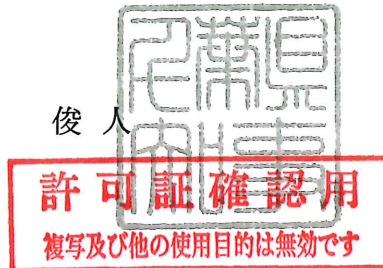
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和5年10月25日

許可の有効年月日 令和11年3月24日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却及び混合による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

- (ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
- (イ) 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。）、
- (ウ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。）、
- (エ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限り、含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする。）、
- (オ) 感染性産業廃棄物

イ 混合による中間処理に係るもの

- (ア) 廃油（混合処理により再生利用可能な揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管及び処理に当たっては、シャッター及び脱臭設備等の維持管理を徹底することにより悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数は1.3以下を遵守すること。
- (2) 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。）及び廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。）の処理に当たっては、供給設備を中性水で洗浄する等の維持管理を徹底し、腐食による廃棄物の飛散・流出を防止すること。
- (3) 焼却施設については、放流先のないクローズドシステムであるため、最大降雨に対しても対応できるよう施設管理に万全を期すこと。
- (4) 廃棄物貯留ピットからの漏洩対策を施すとともに、地下水汚染に対する定期的なモニタリングを行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成21年 2月17日 新規許可
令和 4年 2月28日 変更届（保管施設の変更）
令和 4年 7月13日 更新許可（優良認定）
令和 5年 7月 6日 変更届（保管施設の変更）
令和 5年10月25日 変更許可（事業の区分に混合による中間処理を追加）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

(産業廃棄物のうち下表○の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

産業廃棄物の種類 有害物質	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		—	—	—
カドミウム又はその化合物		—	—	—
鉛又はその化合物		—	—	—
有機燐化合物		○	○	○
六価クロム化合物		—	—	—
砒素又はその化合物		—	—	—
シアン化合物		—	—	—
PCB		—	—	—
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	○
チウラム		○	○	○
シマジン		○	○	○
チオベンカルブ		○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○
セレン又はその化合物		—	—	—
1, 4-ジオキサン	○	○	○	○
ダイオキシン類		—	—	—

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号及び 第13号の2) (平成19年3月30日、 第18-2-233号)	汚泥 51 t/日 (2.13 t/h×24時間) 廃油 34 t/日 (1.42 t/h×24時間) 廃酸 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 廃アルカリ 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 感染性廃棄物 120 t/日 (5.00 t/h×24時間) (平成20年12月10日)	1	千葉県東金市 滝沢字藤井台 632番1、 632番8
中和・混合施設	廃油 15 m ³ /日 (令和5年5月19日)	1	
感染性産業廃棄物 保管施設 (保冷库)	17 m ² 33 m ³	1	
廃油 (揮発油類等、特定有害) 保管施設 (屋内容器)	14 m ² 10 m ³	1	
汚泥及び廃酸 (特定有害) 保管施設 (屋内容器)	5.6 m ² 4.4 m ³	1	
廃アルカリ (特定有害) 保管施設 (屋内容器)	3.6 m ² 3.0 m ³	1	
廃酸 (pH2.0以下) 保管施設 (屋内容器)	5.6 m ² 4.4 m ³	1	
廃アルカリ (pH12.5以上) 保管施設 (屋内容器)	7.4 m ² 6.0 m ³	1	
廃油 (揮発油類等、特定有害) 保管施設 (屋外タンク)	30 m ³	1	
廃油 (揮発油類等) 保管施設 (屋内容器)	7.4 m ² 6.0 m ³	1	
廃油 (引火性) 保管施設 (屋内容器)	8.2 m ² 12 m ³	1	
燃え殻、ばいじん保管施設 (屋内容器)	34 m ² 62 m ³	1	
廃油等混合物保管施設 (屋外容器)	58 m ² 64 m ³	1	

(以下余白)

